

公益財団法人広島市産業振興センター役員等の報酬、旅費等に関する規則

〔平成24年4月1日〕
規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人広島市産業振興センター（以下「センター」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員等の報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、旅費及び退職手当並びに評議員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員 定款第15条により置かれる者をいう。
- (2) 役員 理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号に規定する報酬等をいう。

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員（広島市から派遣を受けた役員（以下「派遣役員」という。）を除く。）に対して、報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 報酬は月額とし、600,000円を超えない範囲内の額で広島市長と協議して理事会で定める。
- 3 通勤手当の額、支給条件及び支給方法は、センターの職員の例による。
- 4 管理職員特別勤務手当の額及び支給条件は、広島市長と協議して理事会で定める。
- 5 期末手当及び勤勉手当の額は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、センターの職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合（広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議して理事会で定める割合）を乗じて得た額とする。
- 6 報酬、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれ、センターの職員の給料、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

(派遣役員の給与)

第4条 派遣役員の給与の種類、額、支給条件及び支給方法については、広島市の一般職の職員の例による。なお、派遣役員の給料月額は、600,000円を超えない範囲内の額で広島市長と協議して理事会で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、派遣役員であって公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）第4条又は第8条の規定により広島市から給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給」という。）の全部又は一部を支給されるものの給与については、広島市から当該基本給が支給されないと仮定した場合に前項の規定によりその者が受けるべき給与から広島市から支給される当該基本給の額を減じるものとする。

る。

(非常勤役員等の報酬)

第5条 非常勤役員に対して、理事会出席の都度、1日あたり11,000円の報酬を支給することができる。

2 評議員に対して、評議員会出席の都度、1日あたり11,000円の報酬を支給することができる。

3 前2項の報酬は、理事会又は評議員会出席の都度、口座振替の方法により支給する。

(旅費)

第6条 役員(派遣役員、併任の役員及び広島市を退職した役員を除く。)及び評議員がセンターの用務のため広島市の区域外に旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、理事長にあっては広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)に規定する8級の職務にある者相当のものとし、その他の役員及び評議員にあっては、7級の職務にある者相当のものとする。

3 派遣役員及び併任の役員の旅費の額は、広島市の職員の旅費の例による。

4 広島市を退職した役員の旅費の額は、別に定める。

5 旅費の支給方法については、広島市の職員の旅費の例による。

(退職手当)

第7条 常勤役員(派遣役員及び広島市を退職後選任された役員を除く。)が退職したときは、その者(死亡による退職のときは、その遺族)に退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件及び支給方法については、センターの職員の例による。

(公表)

第8条 センターは、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第9条 この規則の改正・廃止は、評議員会の決議を経て行う。

(委任規定)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則 (平成24年4月1日 規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。